

旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設設計業務

公募型プロポーザル様式集

令和2年12月
(令和2年12月23日修正)

小千谷市

作成要領

1 参加表明書

- (1) 単体企業は様式第1号を、設計共同企業体は様式第1-1号及び第1-2号を使用すること。
- (2) 提出様式は日本工業規格A4判片面縦とし、左2か所ホチキス綴じとすること。
- (3) 小千谷市指定の書式以外に、背表紙及びファイル等を付加したもの、また、コーティング紙の使用を禁ずる。
- (4) 必要に応じて第二次審査のダイアログ（対話）時等実績の具体的内容を確認することがある。

2 技術提案書

- (1) 提出様式（様式第14号～第17号）は日本工業規格A3判片面横とし、様式第13号（A4判）に折り込むことなく、左2か所ホチキス綴じとすること。
- (2) 小千谷市指定の書式以外に、背表紙及びファイル等を付加したもの、また、コーティング紙の使用を禁ずる。
- (3) 技術提案書に記入する文字の大きさは10ポイント以上とする。ただし、図・表中の文字についてはこの限りでない。
- (4) 使用するフォントの種類及びカラーは自由とする。
- (5) 基本的な考え方を文章で簡潔に記述すること。
- (6) プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、設計対象に対する発想・解決方法等の技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案は文章での表現を原則とし、視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認める。詳細は、別紙1「技術提案における視覚的表現の許容範囲」（出典 平成30年4月2日 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐（総括担当）及び設備・環境課 課長補佐（総括担当）事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」）を参照のこと。視覚的表現の許容範囲を超えていると判断された技術提案は無効とする。
- (7) 「手持又は確実に生じる設計及び監理業務」は、「旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設設計業務公募型プロポーザル実施要領」の「5 参加条件(5)」の業務実績に限らず主要な業務を記入すること。

様式第 14 号

技術提案書（本業務の実施方針）

【記入事項】

本事業の基本方針「賑わい・交流・憩いの創出」実現、また、新型コロナウイルス感染症など新たな感染症による社会状況の変化に対応した公共施設・場のあり方の検討に向け、本事業では設計段階から市民とのコミュニケーションの場として市民プラットフォーム「小千谷リビングラボ」（仮称）を立ち上げ、新しい施設の活用方法やまちの課題解決を考えながら、建築設計（つくる）と運営・プログラム（運営する・利用する）が一体となった整備を進めることで、利用者及び運営者の双方にとって使いやすく、市民の日常を支える施設になることを目指している。こうしたプロセスを効果的に実現するための設計の考え方について、基本コンセプトや業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項、業務スケジュール等を記入すること。

様式第 15 号

技術提案書（特定テーマ①）

【記入事項】

資料 2 事業指針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症など新たな感染症による社会状況の変化に対応した未来志向の「暮らしのリ・デザイン」という観点から、本事業における、実空間（建築）と情報空間（デジタル）の融合の考え方について記入すること。

様式第 16 号

技術提案書（特定テーマ②）

【記入事項】

技術提案書における本業務の実施方針及び特定テーマ①を踏まえ、敷地利用の考え方・構想（駐車場を含む建物の配置方針、構造・階数・機能・意匠等建築物の企画についての考え方）を記入すること。

様式第 17 号

技術提案書（特定テーマ③）

【記入事項】

本事業の基本方針「賑わい・交流・憩いの創出」を踏まえ、公民連携、エリアマネジメントといった観点を含めて、施設とまちのつながりに関するビジョンについて記入すること。